

# 児童・ひとり親家庭福祉

## 1. 母子保健の推進

- 1 母子健康手帳の交付 (14P)
- 2 妊産婦・新生児等訪問指導 (14P)
- 3 産後ケア事業 (14P)
- 4 健康診査 (14P)
- 5 健康相談 (16P)
- 6 健康教育 (16P)
- 7 予防接種 (17P)
- 8 未熟児養育医療 (17P)

## 2. 保育所や留守家庭児童育成センターなど保育サービスの充実

- 1 保育所・認定こども園 (幼保連携型) (17P)
- 2 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所 (19P)
- 3 施設型病児保育 (20P)
- 4 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度 (21P)
- 5 留守家庭児童育成センター (21P)
- 6 民設放課後児童クラブ (21P)

## 3. 子育て支援及び児童の健全育成

- 1 健やか赤ちゃん訪問事業 (22P)
- 2 育児支援家庭訪問事業 (22P)
- 3 子育て総合センター (一部\*) (22P)
- 4 児童館・児童センター (26P)
- 5 地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば) (27P)
- 6 保育所等における子育て支援事業 (27P)
- 7 子育て家庭ショートステイ (27P)
- 8 各種情報提供 (28P)

## 4. ひとり親家庭等への相談・援助

- 1 住宅 (28P)
- 2 相談 (29P)
- 3 母子父子寡婦福祉資金 (30P)
- 4 母子家庭等自立支援給付金 (31P)
- 5 ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業 (31P)

## 5. 生活の安定と経済的な支援などその他の取り組み

- 1 児童手当 (32P)
- 2 児童扶養手当・特別児童扶養手当 (32P)
- 3 施設入所 (33P)
- 4 助産施設 (33P)
- 5 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業 (34P)

## 1 母子保健の推進

### 1. 母子健康手帳の交付（地域保健課 35-3310）

妊娠、出産、育児を通じての母と子の健康と成長を記録する母子健康手帳を、妊娠届けの際に各保健福祉センターや本庁で交付しています。

（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R1	R2
	交付件数	4,227	3,768

### 2. 妊産婦・新生児等訪問指導（地域保健課 35-3310）

妊産婦及び乳幼児・低出生体重児等に対して保健師等が家庭訪問し、健康や育児について相談、指導を実施しています。平成 22 年度より、乳房管理や授乳指導を目的とした助産師による訪問を実施しています。（関係法令 母子保健法）

### 3. 産後ケア事業（地域保健課 35-3310）

平成 30 年 12 月より、育児不安等の支援を必要とする産後 4 か月までの母子を対象に、助産師が家庭訪問を実施。乳房ケアや沐浴等の育児のサポートを行い、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかに育児できるよう支援している。利用回数は 4 回（最長 7 回）まで、課税世帯は 1 回あたり 2,000 円。非課税世帯・生活保護世帯は無料。

区分	年度	R1	R2
	利用者数	63	66
	延訪問件数	198	171

### 4. 健康診査（地域保健課 35-3310）

#### (1) 妊婦健康診査

平成 18 年 7 月より妊婦健康診査の費用助成を行っており、初年度は助成回数が 1 回でしたが、平成 20 年度は 5 回、平成 21 年度から 14 回となり、助成費用も拡充してきました。平成 27 年度からは、助成回数 14 回の内、2 回は 11,000 円、12 回は 5,000 円（計 82,000 円）を上限に助成を行っています。

また、令和 3 年度より多胎児を妊娠した妊婦に対し、追加で 5 回（計 25,000 円）まで助成を行います。

（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R1	R2
	助成件数	48,741	44,858

#### (2) 妊婦歯科検診

平成 25 年度より市内委託医療機関にて、口腔内診察、歯周疾患予防の保健指導等を実施しています。

区分	年度	R1	R2
	受診人数	1,636	1,396

(3) 産婦健康診査

令和2年10月より産婦健康診査の費用助成を行っています。

助成回数は2回(2週間健診と1か月健診)までで各5,000円(計10,000円)を上限に助成します。

(関係法令 母子保健法)

区分	年度	R1	R2
	助成件数	未実施	2,352

(4) 乳幼児健康診査

精神運動発達の遅れや疾病をもつ乳幼児を早期に発見し、適切な指導や継続した発達支援を行います。また、養育者への育児不安に対する相談を通して、育児支援、虐待の早期発見・予防を行っています。

(関係法令 母子保健法)

ア 4か月児健康診査

令和2年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内の委託医療機関で実施しています。健診の内容は身体計測・小児科診察・保健指導等を実施しています。

区分	年度	R1	R2
	受診人数	3,517	3,734

イ 10か月児健康診査

平成21年度から24年度までは10か月児アンケート健康診査としてアンケート形式で行う健診を実施しましたが、平成25年度より個別健診として市内の委託医療機関で実施しています。健診の内容は身体計測・小児科診察・保健指導等を実施しています。

区分	年度	R1	R2
	受診人数	3,669	3,728

ウ 1歳6か月児健康診査

健診の内容は問診・歯科診察・歯みがき指導・身体計測・小児科診察、必要に応じて育児相談・心理相談・栄養相談を実施しています。

区分	年度	R1	R2
	受診人数	3,714	3,689

エ 3歳児健康診査

健診の内容は問診・歯科診察・歯みがき指導・身体計測・尿検査・小児科診察、必要に応じて育児相談・心理相談・栄養相談を実施しています。

区分	年度	R1	R2
	受診人数	3,921	3,954

## 5. 健康相談（地域保健課 35-3310）

### (1) 乳幼児健康相談（関係法令 母子保健法）

対 象 支援を必要とする乳幼児と保護者  
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター  
内 容 保健師、助産師、栄養士による相談

### (2) 育児発達相談（関係法令 母子保健法）

対 象 健康診査結果等で精神発達に経過観察を要するとされた幼児や、育児不安等に対する支援が必要な保護者  
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター、塩瀬保健福祉センター、山口保健福祉センター  
内 容 心理相談員や保健師等による個別もしくは集団の育児と発達についての相談

### (3) ぜん息アレルギー相談（関係法令 公害健康被害の補償等に関する法律）

相談日 2ヶ月に1回（月によって相談日、場所が異なる）  
対 象 小児  
場 所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター  
内 容 医師と栄養士によるぜん息アレルギーなどの相談や環境衛生課職員によるダニ相談

### (4) その他

乳幼児発達相談、精神発達相談、児童館等の子育てひろばでの相談などを行っています。

## 6. 健康教育（地域保健課 35-3310）

### (1) マザークラス（母親学級）（関係法令 母子保健法）

1シリーズ2回で開催  
対 象 妊娠中期の初妊婦（山口・塩瀬は妊娠中期の妊婦）  
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター、山口保健福祉センター、塩瀬公民館  
内 容 栄養・口腔、産後の育児などの講義など

### (2) 育児セミナー（両親学級）（関係法令 母子保健法）

開催数 年4回（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）  
対 象 初妊婦とその配偶者  
場 所 なるお文化ホール  
内 容 西宮市の子育て支援サービスの紹介、妊娠・出産・育児についての話、赤ちゃん抱っこ体験、妊婦擬似体験、禁煙相談など

### (3) 離乳食講座（関係法令 母子保健法）

開催数 年12回  
対 象 概ね9か月～13か月児の第1子とその保護者  
場 所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾公民館  
内 容 後期離乳食についての話、調理見学、試食など

### (4) 幼児食講座（関係法令 母子保健法）

開催日 年4回  
対 象 概ね1歳7か月～3歳児の第1子とその保護者  
場 所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター  
内 容 幼児期の食生活についての話、調理見学、試食など

(5) その他

双子・三つ子の親になる人のつどい、プレママ料理教室、はじめての離乳食講座、山口・塩瀬離乳食講習会、家族で学ぼう離乳食講座、アレルギー幼児食講座などを行っています。

7. 予防接種（保健予防課 35-3308）

(1) 定期予防接種（関係法令 予防接種法、同施行令、同施行規則、予防接種実施規則）

個別接種（西宮市医師会と兵庫医科大学に委託）

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、不活化ポリオ、二種混合（ジフテリア、破傷風）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ロタウイルス（令和2年10月1日より開始）、HPV（子宮頸がん予防(※)）(※) 平成25年4月1日から定期予防接種化されましたが、平成25年6月14日より積極的勧奨を差し控えています。

(2) 定期予防接種費用助成事業

接種時に西宮市に住民登録を有し、里帰り出産等のやむを得ない事情により、県外（国内に限る）の医療機関で市への事前申請のうえ予防接種を受け、接種費用を負担した者を対象に、西宮市予防接種実施要領の別表に定める額を上限として、その費用の全て又は一部を助成。また、兵庫県内の医療機関で定期予防接種を受けた者のうち、入院中または施設に入所中等により兵庫県定期予防接種広域実施制度による接種が困難であった者も助成の対象とする。

< 予防接種の接種人数（延べ人数） >

（令和2年度）

B型肝炎	11,231	BCG	3,885
ヒブ	15,140	麻しん風しん混合	8,028
小児用肺炎球菌	14,972	水痘	7,695
四種混合（DPT-IPV）	15,360	日本脳炎	21,737
三種混合（DPT）	3	ロタウイルス	3,390
不活化ポリオ	5	HPV(子宮頸がん予防)	920
二種混合（DT）	4,136		

8. 未熟児養育医療（健康増進課 26-3669）

入院による養育を必要とする身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）を対象に、その養育に必要な医療費（保険診療分と食事療養費）の給付を行う。

（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R1	R2
給付件数		109	113

2 保育所や留守家庭児童育成センターなど保育サービスの充実

1. 保育所・認定こども園（幼保連携型）（保育入所課 35-3160）

保育所・認定こども園（幼保連携型）は、保育の必要性のある児童をお預かりする児童福祉施設です。対象児童は生後6カ月以上就学前まで（施設によっては生後43日以降から可）。出生届出後から申込受付をしています。

（関係法令 子ども・子育て支援法・同施行規則・同施行令、西宮市保育の利用に関する規則、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則）

(1) 保育所・認定こども園（幼保連携型）数および入所児童数（ ）内は認可定員（各年度末現在）

年度 区分	R1				R2			
	保育所数	3歳未満	3歳以上	計	保育所数	3歳未満	3歳以上	計
公立保育所	23	899 (796)	1,509 (1,494)	2,408 (2,290)	23	863 (796)	1,498 (1,494)	2,361 (2,290)
私立保育所	38 (内、分園 8)	1,272 (1,127)	1,338 (1,413)	2,610 (2,540)	30 (内、分園 4)	1,003 (900)	1,137 (1,145)	2,140 (2,045)
認定こども園 (幼保連携型)	21 (内、分園 3)	875 (855)	1,135 (1,133)	2,010 (1,988)	30 (内、分園 7)	1,154 (1,095)	1,505 (1,438)	2,659 (2,533)
計	82	3,046 (2,778)	3,982 (4,040)	7,028 (6,818)	83	3,020 (2,791)	4,140 (4,077)	7,160 (6,868)

(2) 令和3年度利用者負担額（月額）

（円）

階層 区分	定 義	保育所・認定こども園		
		3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0
C1	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C1～C9階層に区分。 ※均等割のみ課税の場合はC1階層	48,600円未満		0
C2		48,600円以上	64,800円未満	0
C3		64,800円以上	97,000円未満	0
C4		97,000円以上	121,000円未満	0
C5	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C1～C9階層に区分。 ※均等割のみ課税の場合はC1階層	121,000円以上	169,000円未満	0
C6		169,000円以上	213,000円未満	0
C7		213,000円以上	301,000円未満	0
C8		301,000円以上	397,000円未満	0
C9		397,000円以上		0
		10,400	10,300	
		16,500	16,300	
		24,000	23,700	
		35,600	35,100	
		39,100	38,600	
		51,700	50,900	
		56,200	55,400	
		69,800	68,800	
		84,400	83,100	

- (注1) 令和3年4月～令和3年8月分の利用者負担額（保育料）は令和2年度市民税額、令和3年9月～令和4年3月分の利用者負担額は令和3年度市民税額に基づき決定します。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。
- (注2) 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税額により決定します。
- (注3) 「3歳未満児」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子供（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、その子供が年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- (注4) 保育所及び認定こども園では、市から認定を受けた保育必要量（「保育標準時間」・「保育短時間」）によって、利用者負担額が異なります（A・B階層、3歳以上児を除く）。
- (注5) 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子供が、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額（100円未満切捨て）、第3子以降は無料となります。上記にかかわらず、市民税所得割合算額が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について負担軽減が拡充されています。（ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または、在宅障害児（者）のいる世帯）
- (注6) 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。
- (注7) 上記金額とは別に、延長保育料（利用者のみ）及び給食費（3歳以上児）がかかります。

## (3) 予算 (令和3年度当初)

(単位:千円)

区 分		公 立	私 立	認定こども園	地 域 型	
歳 出 予 算 額		4,835,543	3,929,788	4,914,906	2,254,256	
内 訳	特定財源	国庫支出金	6,810	1,562,186	2,140,802	1,119,991
		県支出金		662,853	1,051,233	446,396
		その他 (保育料・雑入)	444,990	438,638	0	30,127
		計	451,800	2,663,677	3,192,035	1,596,514
一 般 財 源		4,383,743	1,266,111	1,722,871	657,742	

## (4) 民間保育所・認定こども園に対する助成

- ア 施設補助 社会福祉法人等が施設を新築または改築する場合に、一定の基準で建築費を助成
- イ 職員配置助成 国基準と市基準の保育士配置の差に対する人件費を助成
- ウ 定員弾力化促進助成 定員弾力化実施施設に対する助成
- エ 児童福祉施設運営助成 児童の健康診断等に係る費用の全部又は一部を助成
- オ 延長保育事業補助 11 時間を超えて開所している施設に対する助成
- カ 産休明け保育促進助成 産休明け保育実施施設に対する助成
- キ 障害児保育助成 障害児保育実施施設に対して、職員の加配に必要な費用の全部又は一部を助成
- ク 職員研修助成 職員研修に係る費用の全部又は一部を助成
- ケ 地域子育て支援促進事業助成 地域子育て支援促進事業に係る費用の全部又は一部を助成
- コ 一時預かり事業補助 一時預かり事業を実施する施設に対する助成
- サ 賃貸物件賃料助成 賃貸物件を活用した保育所に対する賃料等に係る経費の一部を助成
- シ 保育士宿舍借り上げ支援事業補助 宿舍借り上げに係る賃料等の費用の一部を助成
- ス 定員変更促進助成 定員を増員した結果委託費が減額となった保育所に対する助成
- セ 産休等代替職員費補助 産休等代替職員の臨時的な雇用に対する補助
- ソ 民間保育所等賃借料補助 土地等を有料で借り受けて保育所等を新設した施設に対し、借り受けに係る経費の一部を助成
- タ 保育体制強化事業補助 保育士の負担軽減に資する業務を行う保育支援者の配置に要する費用の一部を助成

## 2. 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所 (保育入所課 35-3160)

小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所は比較的少人数の環境で、保育の必要性のある主に0~2歳児をお預かりする施設です。

施設により対象年齢や開所時間が異なります。

(関係法令 子ども・子育て支援法、同施行規則・同施行令、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則)

## (1) 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所および児童数 (各年度末現在)

年度	区分	施設数	定員	入所児童数
	R1	56	716	701
	R2	52	685	669

\* 地域枠の定員のみ

## (2) 令和3年度利用者負担額（月額）

(円)

階層区分	定義	地域型保育事業所	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C1～C9階層に区分。 ※均等割のみ課税の場合はC1階層	48,600円未満	7,800
C2		48,600円以上 64,800円未満	12,300
C3		64,800円以上 97,000円未満	18,000
C4		97,000円以上 121,000円未満	26,700
C5		121,000円以上 169,000円未満	29,300
C6		169,000円以上 213,000円未満	38,700
C7		213,000円以上 301,000円未満	42,100
C8		301,000円以上 397,000円未満	52,300
C9		397,000円以上	63,300

- (注1) 令和3年4月～令和3年8月分の利用者負担額（保育料）は令和2年度市民税額、令和3年9月～令和4年3月分の利用者負担額は令和3年度市民税額に基づき決定します。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。
- (注2) 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税額により決定します。
- (注3) 「3歳未満児」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子供（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、その子供が年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- (注4) 地域型保育事業所とは、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所をいいます。また、地域型保育事業所のうち、給食提供を行っていない施設については、上記の額から20%減額した金額となります。
- (注5) 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子供が、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額（100円未満切捨て）、第3子以降は無料となります。上記にかかわらず、市民税所得割合算額が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について負担軽減が拡充されています。（ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または、在宅障害児（者）のいる世帯）
- (注6) 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。
- (注7) 上記金額とは別に、延長保育料（利用者のみ）及び給食費（3歳以上児）がかかります。

## 3. 施設型病児保育（保育幼稚園支援課 35-3044）

病気やけがで、家庭や保育所等での集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業です。市が社会福祉法人又は医療法人に実施運営を委託しています。

（関係法令 西宮市病児・病後児保育事業実施要綱）

- (1) 対象者 生後6ヶ月から小学校6年生までの児童
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日までは8:00～18:00、土曜日は8:00～13:00  
日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み
- (3) 利用料 ア. 市内在住または市内の保育所・幼稚園・小学校等に在籍している場合  
1日2,000円（生活保護世帯は減免制度あり）  
イ. 上記以外  
1日4,000円  
給食費：500円（①②④⑤の施設のみ、③の施設は弁当持参）



《施設》

(令和2年度末)

施設名	住所	電話	定員	利用者数 (人)
①つぼみの子保育園病児保育ルーム	林田町 8-42	0798-66-6673	6	56
②西宮回生病院病児保育室	大浜町 1-4	0798-33-0601	10	100
③あんどうこどもクリニック病児保育室	名塩新町 8 番 地(エコー ル・ なじお 5 階)	0797-62-0111	3	98
④ニコニコ桜今津灯保育園病児保育ルーム	今津水波町 9-8	0798-31-6242	6	155
⑤高須の森病児保育ルーム	高須町 1-1-20	080-2441-0014	6	18

4. 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度 (保育幼稚園支援課 35-3044)

ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用したときに、利用料の一部を助成し、経済的な負担軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

- (1) 対象者 西宮市内在住の生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの児童
- (2) 助成内容 サービスの保育利用料金の半額を助成します。ただし児童 1 人あたり年間 4 万円 (4 月 1 日～翌年 3 月 31 日) が助成上限額となります。
- (3) 対象事業者 公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者 又は内閣府「ベビーシッター派遣事業」割引券取扱い事業者

5. 留守家庭児童育成センター (育成センター課 35-3659)

小学校低学年 (1 年生から 3 年生まで ※障害児に限り 6 年生まで) の放課後留守家庭児童の健全育成を図るため、市が設置し、運営は指定管理者である西宮市社会福祉協議会、神戸 YMC A、神戸 YMC A 福祉会、三光事業団、労協センター事業団、セリオ、シダックス大新東ヒューマンサービス、ライクアカデミー及び日本ダイケアセンターが実施しています。利用申込み各指定管理者で受付けています。(開設場所 121P)

- (1) 利用時間 日曜祝日・年末年始を除く、下校時から午後 5 時まで。土曜、夏休み等の学校休業中は午前 8 時～午後 5 時 (平日のみ希望者は午後 7 時まで延長利用できます。)
- (2) 費用負担 育成料として月額 8,200 円、延長利用は月額 3,000 円加算 (所得状況等により減免制度あり)  
(関係法令 西宮市立留守家庭児童育成センター条例 平成元年 7 月施行)

<利用状況>

年度	区分	留守家庭児童育成 センター数	定 員(4月1日現在)	延利用児童数
	R1	41	3,312	43,774
	R2	41	3,953	44,525

6. 民設放課後児童クラブ (育成センター課 35-3659)

小学校 1 年生から 4 年生 (障害児に限り 6 年生まで) の放課後留守家庭児童の健全育成を図るため、民間の事業者が市の補助を受け、設置・運営する施設です。(利用時間、費用負担等は留守家庭児童育成センターに準ずる)

### 3 子育て支援及び児童の健全育成

#### 1. 健やか赤ちゃん訪問事業（子供家庭支援課 35-3177）

産後の母子の養育環境の把握や子育て家庭の孤立を防ぐため、生後2か月頃の乳児のいる全世帯を民生委員・児童委員の協力を得て訪問しています。

訪問の際には、子育て情報が記載されたパンフレットなどを届けるとともに、産後の母子の養育状態の把握、子育ての相談・支援を行い、子供が安定した環境のもと、健やかに育つことを目的として実施しています。（関係法令 児童福祉法）

#### 2. 育児支援家庭訪問事業（子供家庭支援課 35-3177）

子供の養育を安定させるうえで養育支援が必要である家庭に対し、保育士等が養育に関する相談・指導・助言を行う「専門的支援」、家事援助を行い生活の安定を図る「ヘルパー派遣（子育てヘルプ）」を行っています。

（関係法令 児童福祉法・西宮市育児支援家庭訪問事業実施要綱）

#### 3. 子育て総合センター（津田町3番40号 39-1521）

子育て総合センター“のびのびあおぞら館”は、都市化及び核家族化など乳幼児を取り巻く環境が大きく変貌している中、幼児教育の振興と子育て支援の充実を図るため平成13年4月に開館し、(1)乳幼児の子育て相談 (2)利用者支援事業 (3)情報提供 (4)親子サロンの開設 (5)親支援プログラムの開発・実施及び普及 (6)子育てに関する講座 (7)子育て地域サロンへの支援事業 (8)託児ボランティア事業 (9)子育てサークル活動の支援 (10)にのみやしファミリー・サポート・センター事業 (11)調査・研究・研修 (12)みやっこキッズパーク事業などを行っています。

（関係法令 西宮市立子育て総合センター条例）

##### <施設の概要>

- (1) 建物構造 鉄骨造り2階建て
- (2) 面積 敷地面積 3,670.5 m<sup>2</sup>（附属あおぞら幼稚園含む）  
延床面積 850.59 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 相談室(2)、研修室(2)、親子サロン、多目的室、情報コーナー、事務室
- (4) 休館日 年末年始、祝日

##### <事業の概要>

##### (1) 乳幼児の子育て相談

「友達と仲良く遊べない」とか「夜泣きがひどくて困っている」などといった子育ての不安や悩みを持つ保護者に対して、面談、電話、インターネットなどにより相談を行っています。相談時間は月曜日から土曜日の午前9時～午後5時30分です。（祝日、年末年始、土曜日12時～13時は除く）

（関係法令 児童福祉法）

##### <利用状況>

(人)

相談内容	年度		相談内容	年度	
	R1	R2		R1	R2
基本的な生活習慣	213	153	子供への関わり方	327	236
医学的問題	10	10	保護者の悩み	146	172
発達	202	166	進路	14	10
性格・情緒	36	47	情報提供	536	360

社 会 性		そ の 他	23	48
		合 計	1,507	1,202

(2) 利用者支援事業

主に妊娠中の方や0歳～就学前までの子供がいる家庭に事業の専任スタッフである「子育てコンシェルジュ」が個別相談しながら、情報提供や必要な窓口を案内し、利用までのつなぎ等（利用支援）を行います。このほか、地域に出向いた活動や地域資源の開発など、地域と連携して子育て家庭を支える取り組み（地域連携）を行います。（関係法令 子ども・子育て支援法）

(3) 情報提供

子育てや幼児教育に関するいろいろな情報を、ホームページやいろいろな資料を使って市民に提供しています。（関係法令 児童福祉法）

子育てカレンダーの発行 3回（1～3月） 計 6,244部

(4) 親子サロンの開設

子供と保護者が自由に来館し、子供同士、保護者同士が交流し、ふれあいを深める場所として『親子サロン』を開設しています。利用時間は午前9時30分～午後4時30分です（年末年始・祝日を除く）。（関係法令 児童福祉法）

<利用状況>

(人)

年度	R1	R2
利用人数	29,486	18,065

(5) 親学習プログラムの開発・実施及び普及

初めての子育てにおける不安や心配事を軽減し、親子が安心してすごすためのプログラムを開発し、実施、改善及びセンター以外での利用の普及を図っていきます。

<プログラムの実施回数>

プログラム名	R1		R2	
	実施回数	参加組数	実施回数	参加組数
プレママ、このゆびとまれ!	3日間×1回	5人	0	-
新米ママ、このゆびとまれ!	4日間×1回	10組	0	-
はじめまして赤ちゃんといっしょ ～プレママも寄っとい Day～	19回	243組 (プレママ6人)	11	92組 (プレママ3人)
はじめまして赤ちゃんといっしょ in 鳴尾中央センター	10回	95組	-	-
はじめまして赤ちゃんといっしょ in 鳴尾児童館	-	-	0	-
子育て学習グループ「のびのび」	8日間×2回 7日間×1回	34組	0	-

## (6) 子育てに関する講座、イベントの開催状況

区分	年度	R1		R2	
		延開催数	参加人数	延開催数	参加人数
定例行事		64	1,360	0	-
イベント		1	155	0	-
講座		5	312	1	71
講演会		0	0	0	-
交流会		9	116	0	-

※託児人数含む

## (7) 子育て地域サロンへの支援事業

地域における子育て中の保護者が子供と一緒に気軽に集まることができ、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換ができる場として、地区社会福祉協議会の区等が主体となり、地域の幼稚園・公民館などで開催している子育て地域サロンへ、子育てアドバイザーを派遣し、子育て支援活動者への研修や相談、子育て情報の提供などを行っています。令和元年度は33地区41箇所で開催されました。(関係法令 児童福祉法)

&lt;開催状況&gt;

年度	区分	延開催数	延利用人数
	R1	520	15,052
	R2	110	2,420

## (8) 託児ボランティア事業

年度	R1	R2
託児ボランティア登録数	84	73

## (9) 子育てサークル活動の支援

グループ活動を通して親子の交流が図れるように、仲間づくりや子育てサークルの支援を行っています。

年度	区分	子育てサークル	
		登録数	研修室利用回数
	R1	18	85
	R2	10	0

## (10) にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 (子育て総合センター内 39-1534)

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となって、地域の中で子供を預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす組織です。依頼・提供・両方会員で構成され、いずれも登録制となっています。お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行います。(平成13年7月1日開設 同10月1日開始)

(関係法令 児童福祉法・同施行規則)

ア 会員の要件

依頼会員 子育ての援助を受けたい人	0歳～小学6年生までの子供を持つ、市内在住・在勤者
提供会員 子育ての援助を行いたい人	市内在住で子育て経験または、子供に関する資格を持ち、同センター実施の「保育サポーター養成講座」を修了した人
両方会員 どちらもできる人	依頼会員・提供会員両方の条件を満たす人

(注) 会員になるには、事前に会員登録が必要

イ 主な援助活動

保育所、幼稚園への送迎、留守家庭児童育成センター終了後の預かり、会員の仕事や急な用事の預かり、沐浴援助。

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	計(人)	活動件数(件)
R1	3,497	881	93	4,471	14,477
R2	3,353	886	74	4,313	8,775

ウ 援助時間（早朝、夜間にわたることもあります、宿泊は行いません）

活動日・時間	報酬額
月～金（7：00～19：00）	400円／30分
土・日・祝日・年末年始 上記以外の時間帯	450円／30分

(11) 調査・研究・研修（子育て総合センター 67-0734）

ア 調査研究

幼児教育や子育て支援についての情報を収集、分析し、継続的に研究を進めています。

イ 共同研究

「子供の育ちをつなぐために～就学前教育から学校教育に向けて～」をテーマに付属あおぞら幼稚園との共同研究を実施しました。

ウ 研修

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員等を対象に、校種や公・私立の垣根を越えての資質向上をめざした研修を実施しています。

令和2年度は、幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう、小学校・幼稚園・認定こども園教員、保育所保育士等を対象にした専門課題研修（4回）と、実践力を高めるため児童館、認可外保育所、地域型保育施設職員等も対象にしたチャレンジ研修（2回）を実施しました。

エ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携推進

西宮市幼稚園・保育所・認定こども園・小学校連携推進事業「つながり」において、「連携推進委員会」、「地区別管理職会議」、「つながり担当者会」を開催しています。また、令和元年度の「教職員相互研修」では、幼稚園・幼稚園型認定子ども園が保育を公開しました。幼・保・認・小の教職員が保育を参観後、交流会において子供の育ちと学びについての相互理解を深めています。

オ 情報提供

子育て総合センター「研修だより」の発行 3回 200ヶ所に配布

(12) みやっこキッズパーク（芦原町7番32号、67-7321）

平成15年11月に子育て総合センターの屋外施設として開園し、子供たちが思いきり五感を活かし、自然の中で自由に遊びながら社会力・活動力・創造力を培い、仲間作りができる施設として、多くの子供たちに利用されてきました。ビオトープや田んぼ、樹木、草花、土山、自由スペース、小川、池等を配置することにより、自然とのふれ合いを大切にしています。平成16年度から、「事業推進委員会」（ボランティア組織）に運営を委託し、キッズパーク内の環境の整備を図ってきました。また、「運営協議会」や「事業推進委員会」の組織的な活動をより推進し、“みやっこキッズパークまつり”をはじめ多くの事業の企画・運営と、子供たちの活動を支援しています。（関係法令 西宮市立子育て総合センター条例施行規則）

<施設の概要>

- ア 面積 管理棟 120㎡  
広場スペース 3,986㎡
- イ 施設 広場スペース（土山、ビオトープ、田んぼ、泥んこ池など）  
管理棟（事務室、ミーティングルーム、ワーキングルーム）
- ウ 休園日 月曜日・年末年始

<利用状況>

年度	延利用人数（人）
R1	16,938
R2	10,223

4. 児童館・児童センター（子育て総合センター 39-1521）

西宮市が管理運営する4児童館（むつみ・浜脇・津門・鳴尾）、2児童センター（大社・高須）の他に、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団が開設した段上児童館と指定管理者として運営する塩瀬児童センター・山口児童センターがあります。地域社会における児童のレクリエーションセンターとして、児童に健全で楽しい遊び場を与え心身の発達向上をはかり、その育成につとめることを目的としています。また、地域の子育て支援の拠点として子育て中の方々を対象に様々な講座やサロンを開設しています。（開設場所 121P）

児童館・児童センターが遠くて利用しにくい地域のため、高木・南甲子園・越木岩・西宮浜・学文・甲東公民館、夙川西・上ヶ原市民館、上甲子園センター、アプリ甲東、夙川小学校で移動児童館を実施し、ふれあい遊びや集団遊びを紹介・指導しています。

- (1) 対象者 乳幼児から中学3年生までの児童（未就学児は必ず保護者同伴）
- (2) 開館時間 4月1日～9月30日は午前10時から午後6時まで、10月1日～3月31日は午前10時から午後5時まで。休館日は日曜日、祝日、国民の休日、年末年始。

- (3) 利用料 無料

（関係法令 児童福祉法・同施行規則、西宮市児童福祉施設条例・同施行規則）

<延利用人員>

（人）

年度	館名 区分	むつみ	浜脇	津門	鳴尾	大社	高須	段上	塩瀬	山口	移動	合計
R1	児童	29,916	10,003	14,659	15,545	15,157	19,925	22,884	14,093	24,251	2,924	169,357
	保護者	14,442	2,935	6,801	5,037	5,734	4,912	8,927	6,284	6,192	2,486	63,750
	計	44,358	12,938	21,460	20,582	20,891	24,837	31,811	20,377	30,443	5,410	233,107

R2	児童	15,587	1,679	5,461	6,191	6,623	7,527	8,637	3,769	10,216	1,772	67,462
	保護者	10,012	611	2,998	2,732	3,271	2,628	4,506	2,175	2,877	1,545	33,355
	計	25,599	2,290	8,459	8,923	9,894	10,155	13,143	5,944	13,093	3,317	100,817

### 5. 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（子育て総合センター 39-1521）

大学のキャンパス内や児童館等において、就学前児童、特に0～2歳の乳幼児のいる世帯を対象に交流の場、育児相談の場等の目的で地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を実施しています。（関係法令 児童福祉法）

### 6. 保育所等における子育て支援事業（保育所事業課 35-3165 保育幼稚園支援課 35-3044）

#### (1) 地域活動事業

- ア 地域の高齢者との交流
- イ 体験保育

#### (2) スマイルあそぼう会・園庭開放

保育所等の園庭や保育室内を地域の子育て親子の遊びに開放しています。

#### (3) 一時預かり事業

生後6ヶ月から就学前までの乳幼児を半日又は1日単位でお預かりします。

### 7. 子育て家庭ショートステイ（子供家庭支援課 35-3089、3749）

児童の保護者が、社会的な事由及び育児不安等によって、家庭における児童の養育が、一時的に困難となった場合などに、児童を市が指定している児童福祉施設等で一定期間預かり、養育・保護が受けられる制度です。緊急一時保護が必要な母子等の受入れも行います。

社会的事由…疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加

（関係法令 児童福祉法・西宮市子育て家庭ショートステイ事業実施要領）

- (1) 指定施設 三光塾、神戸婦人同情会子供の家、神戸婦人同情会いながわ子供の家、善照学園、神戸真生塾（以上児童養護施設）、善照夢のかけ橋、善照虹のかけ橋（以上地域小規模児童養護施設）、明石乳児院、伊丹乳児院、真生乳児院、御影乳児院（以上乳児院）、母子生活支援施設ファミリエひかり

- (2) 対象者 18歳未満の児童並びに緊急一時的に保護を必要とする母子等

#### (3) ショートステイ利用状況

年度	施設数	実 人 員				延 日 数			
		2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母	計	2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母	計
R1	12	7	39	2	48	32	154	6	192
R2	12	2	18	2	22	12	98	9	119

(4) 保護に要する費用徴収（いずれも1日1人当たり）

(円)

保護児童の年齢区分		2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母親
事業費単価		10,700	5,500	1,500
利用者負担	生活保護世帯・及び母子父子の非課税世帯	0	0	0
	市民税非課税世帯・及び母子父子の課税世帯	1,100	1,000	300
	その他の世帯	5,350	2,750	750

8. 各種情報提供（子育て総合センター 39-1521）

(1) にしのみや子育てガイド

多岐にわたる子育て情報を一元化した情報誌で、母子健康手帳交付の際に配布しています。また、ポータルサイト「にしのみや子育てガイド」では、最新の子育て情報を提供しています。

(2) 子育て便利マップ（おでかけ編・医療機関編）

市内にある公園や公共施設、小児科等の医療機関をマップ形式で紹介しており、2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問する「健やか赤ちゃん訪問事業」の際に配布しています。

(3) 父子手帳

父親の育児参加を促す啓発活動の一環として父親の育児マニュアル等を掲載しており、母子健康手帳交付の際に配布しています。

(1) ホームページによるイベント情報など

市内で開催される子育てに関するイベントをカレンダー形式で表示しています。

(2) 西宮市子育てアプリ

スマートフォンアプリで、子育てに関する手続き、イベント・講座や施設等の検索ができるほか、子供の成長記録や予防接種の管理などを行えます。

4 ひとり親家庭等への相談・援助

1. 住宅

(1) 母子生活支援施設（子供家庭支援課 35-3166）

生活が安定せず児童の養育に不安を持つ母子家庭（配偶者のいない女子と18歳未満の児童）を入所させて、母子支援員及び少年指導員等が必要な指導を行い、その世帯が自立して社会生活に適応できるよう援助する施設です。

（関係法令 児童福祉法・児童福祉法施行規則・西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例・西宮市児童福祉施設条例・西宮市児童福祉条例施行規則・西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所措置規則・児童福祉法による費用徴収規則）

ア 施設の概要

昭和46年10月1日に西宮市立母子寮（定員35世帯）を設置し、平成10年4月1日には西宮市立母子生活支援施設（定員24世帯）に名称変更、平成25年4月から定員を9世帯に変更しましたが、平成28年3月31日に閉鎖しました。

平成28年4月1日に社会福祉法人三光事業団が設置運営する母子生活支援施設ファミリエひかり（定員20世帯）が開設されました。



(2) 母子生活支援施設入所世帯に対する費用の徴収基準額表（月額）の一部 ※令和3年4月1日現在

階層区分		定 義	徴収基準額（円）	
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	
B		A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	
C		A階層を除き当該年度分（4月分から6月分までの費用にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみであるもの	2,200	
階層区分		定 義	徴収基準額（円）	
D	1	A及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300
	2		9,001円以上 27,000円以下	4,500
	3		27,001円以上 57,000円以下	6,700
	4		57,001円以上 93,000円以下	9,300
	5		93,001円以上 177,300円以下	14,500
	6		177,301円以上 258,100円以下	20,600

## 2. 相談

(1) 家庭児童相談（子供家庭支援課 35-3089、35-3749）

家庭児童福祉に関する相談業務を充実強化するために、昭和43年度より家庭児童相談員を配置しました。児童福祉に関して問題を抱える家庭及び施設等の児童を対象に、相談員11名により実施しています。

全ての児童が健全に育成されるように、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対応に努めています。（関係法令 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）

ア 相談事項

虐待、性格・生活習慣、知能・言語、学校生活、非行、その他家族関係での問題点など

イ 相談内容・件数

（ ）はうち虐待件数

内容 年度	相 談 件 数						計
	養護	保健	障害	非行	育成	その他	
R1	2,173(1,012)	4	17	20	80	1	2,295(1,012)
R2	2,352( 995)	3	6	16	87	1	2,465( 995)

(2) ひとり親家庭相談（子供家庭支援課 35-3166）

日常生活に問題をかかえているひとり親家庭を対象に、相談員2名により、実施しています。（関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法ほか 昭和28年4月実施）

ア 相談事項

就職、母子父子寡婦福祉資金の借入れ、子供、住宅、結婚、その他ひとり親家庭での問題点など。

イ 相談内容・回数

相談内容 年度	生活一般 (住宅・医療・ 就職・内職など)	児童問題 (教育・非行・ その他)	生活援護 (母子父子寡婦 福祉資金・その他)	計
R1	1,145	447	424	2,016
R2	1,102	337	369	1,808

(3) 婦人相談 (子供家庭支援課 35-3166)

昭和 32 年度より国で婦人保護施策が開始されたことにより、西宮市においても婦人相談員を設置し、家庭内の悩みごとなど問題をかかえている婦人を対象に、相談員 3 名により実施しています。(関係法令 売春防止法ほか、昭和 32 年 5 月実施)

ア 相談事項

人間関係の悩み、結婚・離婚問題など

イ 相談内容・回数

相談内容		年度		相談内容		年度		
		R1	R2			R1	R2	
人間 関係	夫等	酒乱・薬物中毒	1	0	住居問題	1	9	
		離婚問題	45	19		帰住先なし	12	26
		その他	24	44		経	生活困窮	17
	子	子供の暴力	4	11	借金・サラ金		1	1
		養育困難	0	0	求職		1	1
		その他	26	17	その他	14	35	
	親族	親の暴力	24	33	医	病気	3	2
		その他の親族の暴力	23	11		精神的問題	3	7
		その他	26	35		妊娠・出産	5	9
	家庭不和	5	13	その他	2	0		
	その他の者の暴力	9	11	その他	0	0		
	男女問題	0	0	計	294	334		
	その他	48	49					

(4) DV相談 (西宮市DV相談室 23-6011)

配偶者からの暴力(DV)被害者に対する相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、地域での生活を始めたDV被害者への継続的な支援を行っています。

(関係法令 配偶者からの暴力の及び被害者の保護等に関する法律 平成 24 年 9 月実施)

<実施状況>

年度	相談回数
R1	683
R2	680

3. 母子父子寡婦福祉資金 (子供家庭支援課 35-3166)

20 歳未満の子供を養っている母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童に対しての資金の貸付制度です。

子供の修学に必要な資金(修学資金、就学支度資金)や、技能習得資金、転宅資金など 12 種類の貸付があります。(関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法)

<貸付状況>

(単位：円)

資金 年度	就学支度資金		修学資金		技能習得資金		転宅資金		生活資金		合計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
R1	2	368,000	6	5,184,000	0	0	0	0	0	105,000	9	5,657,000
R2	4	1,292,000	12	6,235,000	0	0	3	708,890	3	945,000	22	9,180,890

4. 母子家庭等自立支援給付金 (子供家庭支援課 35-3166)

母子家庭の母親及び父子家庭の父親の主体的な能力開発への支援のための自立支援教育訓練給付金事業、及び看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得に対して支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施しています。(関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法ほか)

(1) 自立支援教育訓練給付金

就労に必要な講座を申請し、市の認定を受けてから、講座を修了したあとに受講費用の6割(上限20万円、一部対象講座により支給額が異なる。)を支給しています。

(2) 高等職業訓練促進給付金

1年以上のカリキュラムが必要な養成機関に在籍する者を対象とし、「訓練促進給付金」を支給しています。支給期間は、対象者が修業する期間(上限4年)です。支給額は月額10万円を上限に支給しています。(非課税世帯の場合。課税世帯の場合は月額70,500円、養成期間における最後の12か月については月額4万円を加算)

また、平成20年4月1日以降入学者より「修了支援給付金」を、5万円を上限に支給しています。

(3) 支給状況

(単位：人)

年度	種別	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
R1		13	15
R2		12	10

5. ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業 (子供家庭支援課 35-3230)

ひとり親家庭の子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習習慣の習得、学習意欲の向上により、高校進学を後押しすること等を目的として、ひとり親家庭の中学3年生及び義務教育学校9年生の子供を対象に週2回、1回2時間の個別学習支援を無料で実施。

令和3年度より、生活困窮世帯対象学習支援事業と統合して実施。

<利用状況>

年度	利用人数(人)
R1	79
R2	66



## (2) 受給資格者数

(各年度末：人)

年度	区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当
	R1	3,044	1,059
	R2	2,970	1,054

障害児福祉手当（44P）

## 3. 施設入所

福祉事務所および兵庫県西宮こども家庭センターでは、児童の養育について相談を受け、必要に応じ、兵庫県西宮こども家庭センターがその児童に適切な施設への入所や里親への委託の手続きを行っています。

<児童福祉施設への入所状況（令和2年度県措置分（神戸市・明石市除く））>

資料 兵庫県西宮こども家庭センター

(人)

種別	入所	種別	入所
児童養護施設	109(25)	福祉型障害児入所施設	21(4)
児童自立支援施設	22(4)	医療型障害児入所施設	2(0)
乳児院	41(6)	児童心理治療施設	29(9)
里親	56(10)	指定発達支援医療機関	0(0)
計 280(58)人			

※( )内は兵庫県西宮こども家庭センター措置分

## 4. 助産施設（子供家庭支援課 35-3166）

児童福祉の理念から、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産ができない場合に、指定病院で、助成をうけて出産できる制度です。

（関係法令 児童福祉法 児童福祉法による費用徴収規則 西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所措置規則ほか）

(1) 指定施設 済生会兵庫県病院 神戸市北区藤原台中町5-1-1

(2) 入所資格 下記(4)に規定する世帯の妊産婦。ただし、C・D階層にあっては、社会保険における出産育児一時金等の額が404,000円未満の世帯の妊産婦。

(3) 利用状況

令和元年度	0件	令和2年度	0件
-------	----	-------	----

(4) 費用の徴収額（月額）

※令和3年4月1日現在

階層区分	定 義	徴収額（1件）	
		基本額	付加額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	出産給付費 ×20%
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの間に入所した場合にあっては、前年度分。以下この表において同じ）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみであるもの	4,500円	出産給付費 ×30%

D	1	A及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当するもの	9,000 円以下	6,600 円	出産給付費 ×50%
	2		9,001 円以上 19,000 円以下	9,000 円	

#### 5. 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業（子供家庭支援課 35-3230）

生活困窮世帯等の子供の将来が経済的な理由により左右されることのないよう、学習習慣を身に付けるとともに学習に対する意欲を向上させ、自立した生活を送れることを目指して、生活保護受給世帯、児童扶養手当の全部支給世帯、児童養護施設の入所者、生活困窮世帯の中学3年生及び義務教育学校9年生を対象に週2回、1回2時間の個別学習支援を無料で実施。